

# 公益財団法人 こども財団

— 令和5年度事業計画書 —

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

～ すべての子どものしあわせのために ～

～ 目 次 ～

I	令和5年度事業方針	1
II	令和5年度実施事業	
公1	こども支援担当事業	2
公2	虐待・思春期問題情報研修センター事業	9
公3	放課後児童健全育成事業	13

## I 令和5年度事業方針

当法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、平成30年に一般財団法人として設立し、地域のすべての子どもの健やかな育ちを地域みんなで応援する社会を実現するために、市民や各種団体、事業者、関係機関等と連携しつつ、地域における子ども支援活動等を推進してきました。

今後の社会経済情勢の変化や将来的なあり方等を考えると、事業規模の拡大とそれに伴う組織基盤の構築や、持続性のある効率的かつ安定的な事業経営が求められています。そのような中、SDGs の理念を踏まえ、市民、事業者、各種団体、市とのパートナーシップのもと、社会資源の創出や活用により、更なる発展をめざすとともに、対外的な信頼性を高め、こども支援活動の推進を図ることを目的として、令和4年9月1日に公益認定を受け、法人名を公益財団法人こども財団に改めました。

今後は、これまでの取組を踏まえつつ、この方向性に基づき、3つの担当により取組を進めてまいります。

まず、こども支援担当においては、こども総合支援推進事業について、こども食堂に地域における交流と支え合い活動の促進を図るため、ウィズコロナを踏まえた、よりきめ細かな運営支援を行うなどこども食堂への支援の充実を図るとともに、地域活動支援やあかし子育て応援企業との連携について、刻一刻と変化する地域ニーズに合わせて、その支援・連携のあり方の見直し等を図りながら、迅速かつ柔軟な取組を展開します。

次に、研修センター担当においては、本格的に開始したこども研修センター運営事業について、引き続き児童虐待等の課題に対応する職員の専門性強化に努めるとともに、オンライン研修の導入等ウィズコロナ社会に対応した効率的かつ効果的な研修を実施します。

最後に、放課後児童クラブ担当においては、放課後児童健全育成事業について、地域や関係機関との更なる連携強化や放課後児童支援員に対する研修の充実等により質の向上に努めるなど、子どもたちに寄り添った育成支援の充実に取り組んでまいります。

公益財団法人への移行を機に、これまで取り組んできた地域における子ども支援活動の深化・推進を図るとともに、公益事業をより一層充実させ、明石市の子ども施策の推進はもとより、社会全体の子ども支援の取組の発展に貢献していきます。

## Ⅱ 令和5年度実施事業

### 公1 こども支援担当事業

#### 1 こどもの居場所づくり事業

##### (1) 趣旨

明石市市内の全小学校区に開設されたこども食堂が、ウィズコロナを踏まえた運営がなされ、その活動が広がり、気づきの地域拠点として関係機関とつながっていくよう、こども食堂を運営する団体の特性に応じたきめ細やかな支援を行う（明石市からの委託事業）。

##### (2) 事業（内容、方法など）

###### ① 運営助成

【助成内容】 明石市市内でこども食堂を開設・運営する団体に対して、申請のあった運営費等について、必要経費の一部を助成

《一般の場合》

	食事型	市販品型	テイクアウト・デリバリー型
運営費助成（開催1回につき）	2万円	1万円	3万円
特別助成（1年度につき）	5万円	3万円	5万円
衛生管理助成（受講1人につき）	8千円		
専門職連携助成（実施1回につき）	5千円		
年間上限額	130万円		

《飲食店等の場合》

	食事型	市販品型	テイクアウト・デリバリー型
運営費助成（開催1回につき）	1万円		1.5万円
特別助成（1年度につき）	2万円		
衛生管理助成（受講1人につき）	—		
専門職連携助成（実施1回につき）	5千円		
年間上限額	65万円		

【募集方法】 ホームページ等への掲載により公募、随時受付

【助成方法】 助成要領に基づき、有識者を含む審査委員が審査基準に則り、公正に審査した上で理事会に諮り、助成団体及び助成額を決定

###### ② 開設・運営支援

###### ○活動が継続するための支援 ～つづける～

こども食堂の現場に足を運びながら、その団体の特性に応じたきめ細やかな支援を行う。

- ・研修会等の開催により、気づきの地域拠点としての機能強化を図るとともに、子どもを主体とした居場所となるよう支援する。

- ・テイクアウト型を会食型に戻せるよう、感染対策を含めた運営支援を行う。

○活動が広がるための支援 ～ひろがる～

地域に根付き開かれることで、活動が広がっていくよう支援する。また、その広がりが継続するよう、ホームページや広報紙等により広く周知し、理解を広めていく。

- ・当法人が窓口となり、まちづくり協議会や民生児童委員等とこども食堂をつなぐ。
- ・財団ホームページや財団だより、こども食堂図鑑等を活用し、地域に広く周知する。
- ・こども食堂の開催チラシの作成や学校等への配布、教育委員会と連携した広報の取組を支援する。
- ・地域の高齢者や障害者等の誰もが参加し、地域みんなが集い支え合う“みんな食堂”の展開を支援する。
- ・こども食堂の各小学校区への複数設置に向けた開設支援を行う。

○関係機関とつながるための支援 ～つながる～

相談支援等の専門職との連携を促進し、子どもやその世帯の見守りや相談体制の充実を図る。

- ・心理士や社会福祉士等の専門職との連携を促進し、子どもやその世帯への専門的な見守り等を強化するため、専門職連携助成の活用を推進する。
- ・“気づきの地域拠点”として、こどもセンター等の関係機関と連携できるよう、こども食堂と情報共有を図っていく。

## 2 地域活動支援事業

### (1) 趣旨

児童健全育成、子育て支援に取り組む団体、こども夢文庫を運営する団体を支援することにより、地域で子育てを支援する基盤を形成するとともに、地域の子育て力の拡大、地域コミュニティの意識醸成を図る（明石市からの委託事業）。

### (2) 事業（内容、方法など）

#### ① 運営助成

<こども応援助成>

**【助成内容】** 児童健全育成や子育て支援活動を行うなどの団体に対して、申請のあった運営費について、必要経費の一部を助成

《助成対象となる活動》

児童健全育成活動	地域における児童虐待や青少年非行の防止、早期発見、早期対応に資する活動
子育て支援活動	地域における次代の親育成の視点からの活動、子育ての不安や負担感を軽減するための活動

《助成内容》

コース区分	団体要件	助成金額
チャレンジ	市内に在住する5名以上で構成された団体	1か所につき上限10万円
サポート		1か所につき上限5万円
地域学習支援トライ		1か所につき上限40万円
地域学習支援サポート		1か所につき上限20万円
こども・若者チャレンジ	市内に在住又は在学（在勤）する25歳以下の概ね5名以上の人から構成された団体	1か所につき上限5万円

【募集方法】 毎年1回、ホームページ等への掲載により公募

【助成方法】 助成要領に基づき、有識者を含む審査委員が審査基準に則り、公正に審査した上で理事会に諮り、助成団体及び助成額を決定

＜こども夢文庫助成＞

【助成内容】 明石市が指定するこども夢文庫を運営する団体に対して、申請のあった運営費について、必要経費の一部を助成

《助成内容》

- ・助成額：1か所につき上限20万円
- ・こども夢文庫（市内8か所）：

あさぎり、貴崎、西明石、大久保北、えいがしま、魚住、二見北、西二見

【助成方法】 交付要領に基づき、理事会に諮り、助成団体及び助成額を決定

② 開設・運営支援

児童健全育成、子育て支援に取り組む団体等の現場に足を運びながら、その団体の特性に応じたきめ細やかな支援を行う。また、研修会等の開催により、支援の質の向上を図るとともに、団体同士の連携を深める。

○セミナーや交流会の開催

地域活動団体やこども夢文庫運営団体が継続した活動やその充実につなげていけるよう、研修会や交流会を開催する。

○情報の提供・助言

地域活動団体等に対し必要な情報の提供や助言を行うことで、地域活動団体等の継続した活動やその充実を図ることができるように支援する。

- ・子育て応援企業が地域に無償等で貸し出ししている施設や備品の情報を提供する。
- ・社会福祉協議会やコミュニティ創造協会等、他の支援機関が実施するセミナー等の情報を提供する。
- ・緊急時の対応や防犯、感染症対策等について啓発するなど、安全で安心して活動できるよう助言する。
- ・特別な配慮を要する子どもへの対応や、地域活動団体の立ち上げ等の相談に対し、専門的見地からのアドバイス等を行う。

#### ○広報の支援

地域活動団体等の活動が地域に根付き、活動が広がっていくよう支援する。また、その広がりが継続するよう、ホームページや広報紙等により広く周知し、理解を深めていく。

- ・財団ホームページや市あかし子育て応援アプリ等を活用し、地域活動団体やこども夢文庫運営団体の活動状況等をPRする。
- ・自治会や放課後児童クラブ、幼稚園と地域活動団体等とをマッチングし、チラシの配布依頼の際の支援を行う。

#### ○ボランティアの発掘とマッチング

地域活動団体等の担い手不足を解消するとともに参加の機会を提供するため、地域や大学等を通じたボランティアの募集や、地域活動団体等とのマッチングを行う。

### 3 子育て応援企業連携事業

#### (1) 趣旨

明石市が認定する明石市市内のあかし子育て応援企業との連携により、地域全体で子どもを見守る機運を高め、子ども・子育て支援への取組を促進し、すべての子どもたちが健やかに育つまちづくりを進める（明石市からの委託事業）。

※「あかし子育て応援企業」とは、子育て支援に関する取組を積極的に行っている企業を「あかし子育て応援企業」として認定することにより、企業による子育て支援の取組を推進し、安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つまちづくりを進めることを目的とする。

#### (2) 事業（内容、方法など）

市民や関係機関に向けて、子育て応援企業の活動状況等の情報をホームページ等により、発信する。また、子育て応援企業が有する強みを最大限に活かし、子ども・子育て支援につながる取組を実施する。

#### ○企業へのアプローチによる認定数の拡大

企業による子育て支援の取組のより一層の推進が図られるよう、企業への訪問等により、子育て応援企業の認定数の拡大に取り組む。

《子育て応援企業の認定》

【目的】 子育て支援の取組を促進し、地域全体で子育てを応援するまちづくりを進める。

【認定基準】 3分野の取組（①結婚・妊娠・出産・育児への支援、②地域の子どもへの支援、③子育てしやすい職場環境づくり）について、ポイント数の合計が7ポイント（従業員100人以上の企業は10ポイント）以上該当

#### ○子育て応援企業の取組の周知

ホームページや広報紙等の活用により、市民や関係機関に向けて、子育て応援企業の取組内容等について広く発信していく。

○子育て応援企業と地域とのマッチング支援

子育て応援企業が無償等で貸し出ししている施設や出前講座を財団ホームページで発信するなど、子育て応援企業が実施する子ども・子育て支援活動と地域とのマッチングを図っていく。

○子育て応援企業との連携企画の実施

子ども・子育て世代向けに、子育て応援企業が有する強みを最大限に活かし、子ども・子育て支援につながる取組を実施する。

- ・地域みんなで子ども・子育てを応援する取組を市民に広く知っていただくため、子育て応援企業と地域の団体、行政が一体となり、子ども・子育て世帯向けのPRイベントである「あかし子ども・子育て応援メッセ」を開催する。

#### 4 こどもの居場所設置・運営事業

##### (1) 趣旨

学校になじめない等の事由を抱えた子どもたちが、安心して学び、遊び、過ごし、健やかな成長ができるように、学習支援や相談支援等を実施し、子どもの自主性を尊重し、自己肯定感を育むことができる居場所を設置し、運営する（明石市からの委託事業）。

##### (2) 事業（内容、方法など）

学校になじめないなどの様々な悩みを抱える子どもが自己肯定感を取り戻し、安心して前向きに生きていくことを目的に、遊びや学習支援のほか、相談支援を実施する。また、その子どもや保護者が集い、お互いに悩みを共有できる場として、保護者のための集まりであるおやかフェを実施する。

##### (3) 委託内容

事業の運営に当たっては、公募型プロポーザル方式により選定した事業者による業務委託とする。

##### (4) 運営等の概要

① あかしフリースペース☆トロッコの運営

【開所日時】 平日午前9時から午後5時まで

【開設場所】 天文町1丁目4-12（既存住宅を活用）

【対象者】 学校になじめないなどの様々な悩みを抱える、明石市に住居を有する6歳から18歳までの子ども

【定員】 30名程度

【利用者負担】 なし（教材等の実費負担あり）

【スタッフ】 現場責任者1名と担当スタッフ（活動・事務）6名



## ② おやカフェの実施

不登校の子どもの保護者が集い、お互いに悩みを共有できる場として実施する。

【開催】 毎月第3日曜

【対象者】 あかしフリースペース☆トロッコに登録する子どもの保護者と一般の主に不登校の子どもの保護者

【利用者負担】 なし（お菓子等の実費負担あり）

## ③ （仮称）オープントロッコの実施

不登校の子どもやその保護者が野外での遊び場「（仮称）オープントロッコ」を通して、子どもの社会性やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、保護者同士の交流の機会を確保する。

【開催】 毎月

【開催場所】 県立明石公園

【対象者】 あかしフリースペース☆トロッコに登録する子どもとその保護者、一般の主に不登校の子ども（通所待機者を含む。）とその保護者

【利用者負担】 なし

## 5 こどもの権利擁護事業

### (1) 趣旨

一時保護された子どもの権利を守るため、こどものための第三者委員会（明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会こどもの権利擁護部会の通称。児童福祉に詳しい弁護士や元裁判官、元児童相談所所長ら8名程度で構成。）の委員が、一時保護されたすべての子どもと速やかに面会し、子どもの声を聴き、必要に応じて明石こどもセンターへ意見を通知するなどを行う（明石市からの委託事業）。

### (2) 事業（内容、方法など）

明石市から委員会事務局運営業務の委託を受けて、委員と一時保護された子どもの面会調整や、子ども本人・保護者・こどもセンターの申出等による調査に関する調整、定例会の開催等にかかる事務を行う。なお、保護者からの相談や調査申出については、主に明石市から当法人に非常勤で派遣されたこどもセンター業務に関与しない弁護士職員が対応する。また、こどものための第三者委員は、当法人とは別に、市から直接委嘱を受けており、それぞれ役割分担をしながら制度運営を行う。

## 6 その他事業

### (1) 趣旨

積極的な広報活動や子育て支援に資する自主事業を実施する（明石市からの補助事業）。

## (2) 事業（内容、方法など）

### ① 財団だよりの発行

当法人の取組を広く発信し、地域全体で子ども・子育てを応援する取組の推進を図るため、季刊誌“財団だより”を発行する。発行は年4回（5月・8月・11月・2月）で、地域ネットワークの充実を図るため、公共施設や学校、子育て応援企業・地域活動団体等に配布する。

### ② 学生ボランティアとの協働

カフェスタイルの座談会形式（通称ボラカフェ）で、ボランティア活動に携わっている学生と、効果的なボランティアの募集方法や、学生が継続的にボランティア活動ができる方法等を考えるなど、協働で実践していく。

### ③ 「こども夢講座」の開催

子どもたちが明るく前向きに、将来に夢や希望を持つきっかけづくりとなるよう体験型の講座等を行う「こども夢講座」を開催する。

## 公2 虐待・思春期問題情報研修センター事業

### (1) 趣旨

子どもの権利を主体とする「子どもの権利条約」の理念を基本姿勢とし、全国の子ども虐待対応機関の指導的立場にある職員等を対象として、子どもの最善の利益を最優先する支援を行うための専門的知識・実践的支援技術の習得に資する高度専門的な研修を実施する。

### (2) 事業（内容、方法など）

各研修事業を企画運営するにあたり、学識経験者・有識者や児童虐待対応機関等から構成される企画評価委員会及び運営委員会により、専門的見地からの助言、最新の知見の提供や提言を基に研修を企画する。

#### ① 虐待対応研修

##### 【目的】

各現場のニーズを把握し、新たな知見や技術の普及を通して、子ども虐待及び思春期問題への支援の質の向上を図ることや、全国的なネットワーク構築に資することを目的とする。

##### 【対象者】

児童相談所・児童福祉施設・市区町村・保健機関・学校等全国の子ども虐待対応機関等の指導的立場にある職員

##### 【実施方法】

虐待・思春期問題情報研修センター事業の一環として、厚生労働省が定める法定研修や子ども虐待対応機関職員へ課題解決及び意欲向上に資する研修、多職種多機関との連携・協働・組織づくり等の研修を、参集、オンライン、ライブ・オンデマンド形式により実施する。また、児童相談所児童心理司指導者研修及び研修企画担当者等養成研修について、概ね半年～1年後にフォローアップ研修（オンライン開催）を実施し、受講者の意識改革やスキルアップ等の成果について効果測定を図ることにより研修全体の質の向上を目指す。

#### ② 子ども家庭総合支援拠点の設置等を支援するアドバイザー派遣

##### 【目的】

子ども虐待の予防・防止や子どもと家庭の福祉に関する支援を担う全国の市区町村の体制強化を図るため、ソーシャルワークを中心とした子ども家庭総合支援拠点の設置等を支援することを目的とする。

##### 【対象者】

子ども家庭総合支援拠点を設置検討している全国の市区町村

##### 【実施方法】

有識者アドバイザーもしくは自治体アドバイザーを各市区町村へ派遣調整し、設置運営に対し助言及び支援を行う。また、こども家庭センターやサポートプラン等法改正を視野に入れた、子ども家庭総合支援拠点の設置の意義や、人材の育成など組織体制づくりについて、市区町村子ども家庭支援体制強化研修を実施する。

③ 児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員へのブロック研修

【目的】

過去の国内外の虐待死亡事例等を貴重な教訓として、指導的職員に必要な知識や視点を強化し、支援者がケースでの見落としやすいポイント、支援者自身の気づきを促進するチームマネジメント等を学ぶ。また、都道府県の枠を超えた同じ立場の者との意見交換及びネットワークの構築を図ることを目的とする。また、概ね3か月後にフォローアップアンケートを実施し、受講者の意識改革やスキルアップ等の成果について効果測定を図ることにより、今後の研修の質の向上を目指す。

【対象者】

全国の児童相談所の児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員

【実施方法】

8月～12月にかけて、全国の児童相談所を6ブロック7か所に出向いて研修を行う。受講者は、事前学習としてオンデマンド研修を受講した上で、この参集型研修に参加する。

- 1 北海道・東北ブロック
- 2 関東甲信越ブロック①・②
- 3 東海北陸ブロック
- 4 近畿ブロック
- 5 中国・四国ブロック
- 6 九州ブロック

令和5年度研修一覧【虐待対応研修】

NO	研修名	受講対象	実施時期	定員
1	研修企画担当者等 養成研修	都道府県、市区町村、児童相談所、児童家庭支援センター等において職員に対する研修企画を行う者	5月17日(水) ～19日(金)	40
2	乳児院職員指導者研修 ※一部【オンライン】	乳児院で基幹的職員等指導的立場にある保育士、看護師、指導員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、心理職等で児童福祉施設経験通算5年を満した者	5月31日(水) 6月2日(金)	60
3	児童相談所児童心理司指導者研修	児童相談所児童心理司経験通算5年を満した指導的立場(スーパーバイザー含む)の児童心理司	6月14日(水) ～16日(金)	60
4	一時保護所・一時保護専用施設指導者研修	児童福祉領域又は児童相談所での勤務経験が5年以上あり、一時保護所において指導的立場にある者、もしくは、一時保護専用施設(児童養護施設)の指導的立場にある者	6月28日(水) ～30日(金)	60
5	子ども虐待対応 母子保健関係職員指導者研修	市区町村、児童相談所、保健所の母子保健活動、子育て支援、子ども虐待防止対策に携わる指導的立場にある保健師、助産師、看護師、医師、福祉職等で、子ども虐待対応関連業務経験通算5年を満した者	7月12日(水) ～14日(金)	60
6	市区町村子ども家庭支援指導者研修	・市区町村の子ども家庭支援業務(関係業務を含む)において指導的立場にある者 ・児童家庭支援センターにおいて指導的立場にある者 ・都道府県等において市区町村への助言指導を担当する者	7月26日(水) ～28日(金)	60
7	教育機関・児童福祉関係職員合同研修 【オンライン】	・教育機関：学校・幼稚園・教育委員会等で、日常的に子どもに関わる指導的立場の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等 ・児童福祉機関：市区町村、児童相談所、児童福祉施設、フォスタリング機関、里親、保育所、その他子どもに関わる機関にて指導的立場にある者	8月18日(金)	200
8	指導教育担当児童福祉司任用前研修A <前期課程> *法	児童福祉司としての勤務経験年数が3年以上の者、かつ、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者 法：法定研修。この研修は、委託契約を締結した上での受講となります。 前期日程と後期日程の間のインターバル期間中に、別途研修プログラムがあります。	8月30日(水) ～9月1日(金)	60
9	指導教育担当児童福祉司任用前研修B <前期課程> *法		9月13日(水) ～15日(金)	
10	指導教育担当児童福祉司任用前研修C <前期課程> *法		9月27日(水) ～29日(金)	

N0	研修名	受講対象	実施時期	定員
N0	研修名	受講対象	実施時期	定員
11	児童相談所弁護士 専門研修	児童相談所に勤務している弁護士(常勤・非常勤・嘱託を問わない)	10月12日(木) ～13日(金)	40
12	こころのシリーズ 「虐待を受けた子どものこころの支援：多様な心理・社会的な課題を抱える家族への支援」 【オンライン】	子ども虐待対応に関わるあらゆる職種の支援者	11月2日(木)	200
13	特別講座 「受援力を高めるために必要な支援を考える～世代間伝達の理解を踏まえて～」 【オンライン】	子ども虐待対応に関わるあらゆる機関の支援者	11月17日(金)	200
14	健康障害のシリーズ「DV・子ども虐待と健康障害」 【オンライン】	子ども虐待対応に関わるあらゆる職種の支援者	12月1日(金)	200
15	児童相談所児童心理司指導者研修 ＜フォローアップ＞ 【オンライン】	「児童相談所児童心理司指導者研修」の受講者	12月下旬	60
16	児童養護施設職員 指導者研修	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にある指導員、保育士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、自立支援担当職員、自立支援コーディネーター、心理職、グループホーム長等で、児童福祉施設経験通算5年を満した者	1月17日(水) ～19日(金)	60
17	指導教育担当児童福祉司任用前研修A ＜後期課程＞ *法	児童福祉司としての勤務経験年数が3年以上の者、かつ、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者  法：法定研修。この研修は、委託契約を締結した上での受講となります。前期日程と後期日程の間のインターバル期間中に、別途研修プログラムがあります。	1月31日(水) ～2月2日(金)	60
18	指導教育担当児童福祉司任用前研修B ＜後期課程＞ *法		2月14日(水) ～16日(金)	60
19	指導教育担当児童福祉司任用前研修C ＜後期課程＞ *法		2月28日(水) ～3月1日(金)	60
20	研修企画担当者等 養成研修 ＜フォローアップ＞ 【オンライン】	・「研修企画担当者等養成研修」の受講者 ・都道府県、市区町村、児童相談所、児童家庭支援センター等の職員に対する研修企画又は研修講師を行う者	3月中旬	200

### 公3 放課後児童健全育成事業

#### 1 放課後児童クラブ運営事業

##### (1) 趣旨

市内全28小学校の敷地内に放課後児童クラブを設置し、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童等を対象として、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を提供するとともに、様々な行事等を通して地域や異世代との交流を行うことにより、児童の心身の健全な育成を図る（明石市からの委託事業）。

##### (2) 事業（内容、方法など）

利用を希望する全児童を受け入れるための施設や支援員を確保するとともに、市をはじめ地域や関係機関と連携して育成内容の充実を図る。また、支援員に対する研修の充実等により、子どもたちに寄り添った育成支援の充実を図る。

###### ① 放課後児童クラブの運営

- 様々な媒体を活用した募集により、支援員の確保を図る。
- 新人研修やキャリアアップ研修等の様々なスキルアップ研修を実施し、支援員の質の向上を図る。
- 市民図書館の本と紙芝居を毎月、全クラブに配達し、より多くの本に触れる機会を設ける。

###### ② 地域や関係機関との交流・連携事業

- 情報交換をこまめに行うなど、学校との連携を強化し、支援体制を充実させる。
- クリスマス会、新年会、おもしろ理科講座、手作り昼食会等年間を通して様々なイベントを実施し、高齢者や自治会等地域の方々を招待して世代間交流を図る。また、勤労感謝の日や敬老の日に児童クラブで制作した物を地域の方々にプレゼントする。地域の方々との交流を深めることで、下校時の見守り等の効果にもつなげていく。
- 警察署や市との連携のもと、防犯教室や交通安全教室を実施し、DVD鑑賞や自転車シミュレーターを使った講習、交通標識のキュービックパズルの工作等を通して、防犯や交通ルールについての知識の向上を図る。
- 近隣の大学、高校の先生や学生を講師として招き、理科実験授業など楽しみながら学べる体験教室を実施する。
- 介護施設やデイサービス、保育園等を訪問し、高齢者や幼児等と交流を図り、高齢者や年少者を大切にすることを養う。

###### ③ 発達障害等要支援児への対応

- 発達障害等支援の必要な児童を学校や保護者と連携を密にしながら、児童クラブを利用する機会の確保に向けた適切な配慮や環境整備を行い、可能な限り広く受け入れるとともに、育成が困難な児童の育成方法等について発達支援センターの臨床発達心理士等による訪問や兵庫県作業療法士会の助言、指導を受ける等関係機関と連携、協力しながら適切な支援を行う。受入れに努めることによって、発達障害等要支援児が地域社会で生活する子どもの1人として他の子どもと共に成長できるよう、地域社会の中で孤立したり排除されたりしないよう擁護し、社会の構成員として包み支え合う社会を作っていく。

## 2 放課後児童支援員認定資格研修事業

### (1) 趣旨

一定の知識及び技能を有すると考えられる保育士又は社会福祉士の資格を有する者や教員免許を有する者等が、放課後児童クラブに従事する支援員として必要な知識及び技能を補完し、支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として、講師・会場等の事前調整、研修当日の運営等、中核市の長が行う研修を市との役割分担のもと実施する（明石市からの委託事業）。

### (2) 事業（内容、方法など）

- 【時 期】 年1回（秋頃） 16科目24時間（4日間）
- 【会 場】 西日本こども研修センターあかし
- 【定 員】 50名程度